

20. その他資料（選挙啓発関連資料、選挙公報）



○ 市役所横断幕



○ 交通センタービル看板



○ さんちかペナント



○ 啓発のぼり



○ ミント神戸電光掲示板



○ 掲示板「ヒューマン」



○ シャベるポスター



○ 県・市合同啓発イベント



○ ポスター掲示場



○ 投票風景

選挙のお知らせ

平成21年8月発行／神戸市選挙管理委員会

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査

投票日8月30日(日)午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成20年度明るい選挙を進めるポスターコンクール
特選 若草小学校1年 中島りなさんの作品

－ 衆議院議員総選挙のしくみ －

一つの選挙区から1人の議員を選出する小選挙区選挙と、全国を11に分けた選挙区(ブロック)ごとに、政党等の得票数に応じて議員を選ぶ比例代表選挙とからなります。

- 全体の定数：480人(小選挙区300人・比例代表180人)
- 小選挙区選挙：兵庫県は12の小選挙区(各定数1人)があり、
兵庫県第1区：東灘区、灘区、中央区
兵庫県第2区：兵庫区、北区、長田区
兵庫県第3区：須磨区、垂水区
兵庫県第4区：西区のほか、西脇市、三木市、小野市、加西市、
加東市、多可郡が含まれます。
- 比例代表選挙：兵庫県は、近畿選挙区(ブロック)に属しています。
近畿選挙区は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、
和歌山県で構成され、定数は29人です。

◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でも投票できます。

◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でも投票できます。

◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)でも投票できます。

※投票の際には ①宣誓書への記入が必要です。(印鑑は不要。)

②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。(なくても投票できます。)

●受付期間・時間は

◇期間 ⇒ ①衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙は、8月19日(水)～8月29日(土)

②最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)～8月29日(土)

※8月19日(水)～8月22日(土)の間に、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙の投票を済ませられた人も、8月23日(日)以降は国民審査の投票ができます。

※期間中の土曜、日曜日も受け付けています。

◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)

◆投票方法等は

今回の選挙では、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類の投票となります。

●衆議院小選挙区選挙：「もも色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。

●衆議院比例代表選挙：「うすい水色」の投票用紙に、「名簿届出政党等の名称又は略称」を書いて投票します。

●最高裁判所裁判官国民審査：「白色」の投票用紙に、やめさせたいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に「×」を、やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないで投票します。

◆神戸市で投票できる人は

●平成元年8月31日までに生まれた人で、今年の5月17日までに神戸市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に居住している人です。

※今年の5月18日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票できます。

◆投票所は

●「投票のご案内」を公示日(8月18日)以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。

※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。

●市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。

①今年の8月4日までに「市内転入届」を出した人

⇒新しい住所地の投票所

②今年の8月5日以降に「市内転入届」を出した人

⇒もとの住所地の投票所

●今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。

⇒裏面に記載の地域です。

●ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(〇月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日(8月30日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

●受付場所は ⇒ 選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所にお越しください。

◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日（8月30日）の投票も期日前投票もできない人は
 - ◇事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きの概略は、次のとおりです。
 - ①区の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」の交付を請求してください。（神戸市選挙管理委員会のホームページで書式のダウンロードも出来ます。⇒<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>）
 - ②「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要事項を記入のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。（※FAXや電子メールでは請求できません。）
 - ③選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」（封筒に入っています。）等を滞在先にお送りします。
 - ※最高裁国民審査の不在者投票が請求できる期間が8月23日（日）からとされていますので、8月23日（日）以降、衆議院選挙と国民審査の投票用紙等をまとめて発送します。お急ぎの場合などで、最高裁国民審査の投票用紙を請求されない場合は、「投票用紙等請求書兼宣誓書」の「最高裁判所裁判官国民審査」の文字を二重線で消して請求してください。
 - ④お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。
 - ※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。（開封すると投票できません。）
 - ※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記入しないでください。
 - ◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。
- 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は
 - ◇都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は
 - ◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」ができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫の障害	○	○	○

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、8月26日（水）までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
垂水区	西舞子9丁目、狩口台2・3丁目、舞子坂3・4丁目、南多聞台4丁目の内1～4番の区域	青陽西養護学校（狩口台3丁目）
	星が丘3丁目（1番10～16・58～88号・7番28～36号を除く）、星陵台4丁目	県立神戸商業高等学校（星陵台4丁目）

— 投開票速報等の実施について —

8月30日（日）は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、衆議院議員総選挙の投開票速報（神戸市分）を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会 <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

8月20日（木）から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数（神戸市分）の速報も掲示しています。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131(代)
 灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001(代)
 中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411(代)
 兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111(代)
 北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111(代)
 長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311(代)

須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341(代)
 同（北須磨支所） TEL 078-793-1212(代)
 垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151(代)
 西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001(代)
 神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5815(直)